

● 処理できないごみ・収集しないごみについて

施設で処理できない・収集しないごみです。

- 事業系ごみ
商店、事務所、自治会、官公庁などの事業活動により生じた事業系一般廃棄物（ごみ）は、収集場所に出せません。
自己搬入されるか、一般廃棄物処理業許可業者へ依頼してください。
- 一時多量ごみ
大掃除や引っ越しなどにより多量に生じたごみ・草木などは、収集場所に出せません。これは、収集場所に多量のごみが出されると他の利用者の排出が困難になること、収集効率が低下すること、交通の妨げとなる場合があるためです。
自己搬入されるか、一般廃棄物処理業許可業者へ依頼してください。
- 家電リサイクル法対象家電品
(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
家電販売店や一般廃棄物処理業許可業者へお問い合わせください。
- 家庭系パソコン
(デスクトップ本体、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ等)
メーカー等が回収・リサイクルを行っています。各メーカーや販売店へお問い合わせください。
- 容積、重量が著しく大きいもの
(オートバイ、農機具、電気温水器、大型金属物等)
販売店や専門の処理業者へお問い合わせください。
- 危険性のあるもの
(プロパンガスボンベ、消火器、バッテリー等)
販売店や専門の処理業者へお問い合わせください。
- 有害性のあるもの
(農薬、毒物、劇物、溶剤、感染性を有する在宅医療廃棄物等)
販売店や専門の処理業者、医療機関へお問い合わせください。
- 上記のほか施設等の機能に支障を生じさせるもの
(タイヤホイール、廃ゴムタイヤ、プロジェクションテレビ、ブロックなどの建設資材等)
販売店や専門の処理業者へお問い合わせください。
- 産業廃棄物
事業活動に伴い排出される金属くず、ガラスくず、プラスチックなどは、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。なお、農業用ビニールは、JA(農協)などに相談してください。